

東日本大震災に伴う運転免許証の有効期間の満了日延長を受けた方の特 定失効手続き期間の終了について

【特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、上記法律に基づく措置として、「平成23年3月11日から同年8月30日までの間に満了日を迎える場合」は平成23年8月31日まで延長する措置を講じました。

【被災された方の運転免許再取得に伴う試験の一部免除(免許失効の方の手続きを参照)】

平成23年8月31日までに運転免許証の更新を受けなかった方は、平成24年2月29日までは、運転免許の再取得に当たって学科試験と技能試験が免除されます。
お早めの手続きをお願いします。

対象となる方

宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市
芳賀郡益子町・茂木町・市貝町・芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町・那珂川町
にお住まいの方で、

東日本大震災に伴う運転免許証の有効期間の延長措置を受けた方のうち、
平成23年8月31日までに運転免許証の更新を受けなかった方

運転免許試験免除の特例措置を受けることができる方であっても、
再取得するまでの間、運転免許は失効しているため、自動車等の運転
をすることはできませんので、ご注意ください。

～詳しくは、運転免許センターにお問い合わせください。～
問い合わせ先 栃木県運転免許センター 0289-76-0110